

# 経済産業省

20151130 商局第2号  
平成28年1月22日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

## ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）の一部改正について

ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）（平成23年1月28日付け平成23・11・14商局第2号）の別添2を次のように改め、平成28年4月1日から適用する。

(別添 2 )

#### ガス用品の技術上の基準等に関する省令関係

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 5 号）により、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 46 年通商産業省令第 27 号。以下「省令」という。）別表第 3 （第 11 条、第 13 条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいてガス用品が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第 3 （第 11 条、第 13 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。

別表第 3 （第 11 条、第 13 条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

ガス用品の区分	技術的内容
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	<p>1 ガスの取入口からパイロットバーナー及びメインバーナー（パイロットバーナーを有しないものにあってはメインバーナーとする。以下「バーナー」という。）までのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フイン及び空気調節器は、温度 500 度において溶融しないこと。</p> <p>2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。</p>

- 4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を 10 回繰り返し、8 回以上点火し、かつ、連続して点火しないこと。
- 5 点火動作が自動的に行われるもの（パイロットバーナー（當時燃焼型でないパイロットバーナーを有するもの又はパイロットバーナーを有しないものにあっては、メインバーナーとする。以下「パイロットバーナー等」という。）への点火確認、確認後の処置等点火のために必要な一連の動作が自動的に行われるものをいう。以下同じ。）又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が 5 度から 35 度の間であって、給水圧力が 0.1 メガパスカルの状態をいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 6 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- （1）通常の使用状態において、電極部に當時黄炎が触れないこと。
- （2）放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50 メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。
- （3）電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- （1）確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- （2）1 点に着火した後 2 秒以内にすべての炎口に着火すること。
- 8 パイロットバーナー等に点火しなかった場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えした場合に、自動的にバーナーへのガスの通

路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定時間経過後も再点火しないときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置（以下「再点火型立ち消え安全装置」という。）を含む。以下「立ち消え安全装置」という。）を有すること。

9 立ち消え安全装置は、正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。

11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

12 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

13 自然排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 次の表の表示ガス消費量（技術的内容の欄の29の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「表示ガス消費量」という。）の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。

表示ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)
13 以下	90
16 以下	100
19 以下	110
22 以下	120
27 以下	130
30 以下	140
42 以下	160
55 以下	180
70 以下	200

- (2) 逆風止めを有すること。
- (3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。
- (4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。
- イ 通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び下降風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
- ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれないこと。また、当該装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。
- 13の2 自然排気式のものにあっては、不完全燃焼を防止する機能であって(1)に掲げる機能(以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(2)に掲げる条件に適合す

ること。

- (1) 機器の設置されている部屋（以下「自室」という。）が排ガスによって汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下同じ。）が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- (2) 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14 強制排気式のもの（技術的内容の欄の15に掲げるものを除く。）にあっては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかったとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
- (2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかったとき、次に掲げる条件に適合すること。
  - イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあっては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。
  - ロ 排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあっては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。
- ハ イ及びロに掲げる装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14の2 強制排気式のもの（技術的内容の欄の15に掲げるものを除く。）にあっては、不完全燃焼を防止する機能であって次の（1）及び（2）に掲げる機能（以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。）を有すること

と。また、当該機能に係る装置は、(3)に掲げる条件に適合すること。

- (1) 自室が排ガスによって汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- (2) 機器設置室以外の部屋（以下「他室」という。）が機器の排ガスによって汚染されたとき、他室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- (3) 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

15 強制排気式のもののうち排気部の出口を排気ダクトに直結するものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 通常の使用状態において、使用すべき排気ダクトの風量を最大としたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出せず、かつ、炎が安定していること。
- (2) 通常の使用状態において、使用すべき排気ダクトの風量を徐々に低下したとき、排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす機能を有すること。
- (3) 接続した排気ダクトの風量を、使用すべき排気ダクトの規定風量の50パーセントとしたとき、排気口以外から排ガスが流出しないこと。
- (4) 排気温度の検出部が機能しないときは、排気温度が試験室の温度に20度を加えた温度を超えるより前に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす機能を有すること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換器への接触及びすすの発生がないこと。
理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。 以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。）	0.14パーセント以下であること。

1.7 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35

手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2) ガス閉止弁（器具栓を含む。以下同じ。）の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の20（4）（器具栓にあっては、技術的内容の欄の20（3））に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18 先止め式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあっては、ケシング）の温度がその耐熱温度（繰り返し加熱したとき、使用上支障のある変化を生じない温度をいう。以下同じ。）を超えないこと。

19 ガスの取入口は、日本工業規格B0203(1999)管用テープねじに定める規格に適合するねじであること。

20 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入口から給水自動ガス弁の出口までの部分にあっては、4.2キロパスカルの圧力において弁の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を開じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を開じたとき、4.2キ

ロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 550 ミリリットル以下であること。

- 2.1 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。
- 2.2 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1 メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。
- 2.2.2 電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。
- 2.3 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。
- 2.4 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。
- 2.5 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。
- 2.6 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 器具栓については、技術的内容の欄の 2.0 (3) に定める基準に適合すること。
- (2) 点火装置については、技術的内容の欄の 4 に定める基準に適合すること。
- (3) 給水自動ガス弁については、技術的内容の欄の 2.0 (4) に定める基準に適合すること。
- (4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の 2.0 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の 1.1 (1) に定める基準に適合すること。
- (5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の 2.0 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が、試験前の調整圧力の 5

パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の13の2(1)に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の14の2(1)及び(2)に定める基準に適合すること。

装置	回数	
	元止め式のも の	先止め式のも の
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自然排気式不完全燃焼防止機能 に係る装置	1,000	1,000
強制排気式不完全燃焼防止機能 に係る装置		

27 通常の使用状態において15時間以上断続的（暖房機能（加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。）を有するもの

	<p>の当該機能に係る部分にあっては、8時間以上連続）に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の20に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の16に定める基準に適合すること。</p> <p>28 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の20に定める基準に適合すること。</p> <p>29 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p>
半密閉燃焼式ガスストーブ	<p>1 ガスの取入口からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入口が技術的内容の欄の18の図1又は図2の形状のもののガスの取入口については、温度350度において溶融しないこと。</p> <p>2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p>

- 3 ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあっては、衝撃に耐えること。
- 4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。
- 5 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。
- 6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の状態をいう。以下半密閉燃焼式ガストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 7 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
  - (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
  - (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。
  - (3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
  - (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
  - (2) 1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。
- 9 立ち消え安全装置を有すること。
- 10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

1 1 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から 2. 5 分以内に閉弁すること。

1 2 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から 1 分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火した時から 1 分以内に閉弁すること。

1 3 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

1 4 自然排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 次の表の表示ガス消費量（技術的内容の欄の 3 0 の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉燃焼式ガストーブの項において「表示ガス消費量」という。）の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。

表示ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)
1 1 以下	8 0
1 3 以下	9 0
1 6 以下	1 0 0

- (2) 逆風止めを有すること。
- (3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。
- (4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。
- イ 通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び下降風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
- ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
- 15 強制排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかるとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
- (2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかるとき、次に掲げる条件に適合すること。
- イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあっては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。
- ロ 排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあっては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。
- 16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

リフティング	のこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

17 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メインバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあっては、停電の際ににおいても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分 (つまみ類)	105

及び排ガス排出部を除く。) の表面	
ガスの取入口 (ねじにより管と接続されるものを除く。) の表面	20
機器の下面 (つり下げ型のものにあっては、上面) 、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁(器具栓を含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の21(4)(器具栓にあっては、技術的内容の欄の21(3))に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット(圧電素子ユニットを含む。)に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあっては、ガスの取入部は、図1又は図2の形状であること。

図1 ソケット

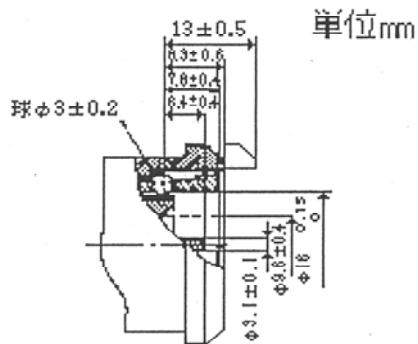
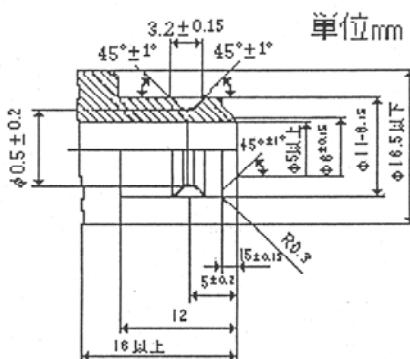


図2 プラグ



19 ガスの取入部が技術的内容の欄の18の図1及び図2の形状のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。
- (2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。
- (3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じない

こと。

20 ガスの取入口がねじにより管と接続されるものにあっては、日本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

21 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) ガスの取入口から器具栓の出口までの部分にあっては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。
- (4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

22 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

23 床上で移動して使用できるものにあっては、いずれの方向に傾けても20度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

24 放射方向が変えられるものにあっては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。

25 放射型のものにあっては、放射体に直接手の触れない構造であること。

26 燃焼面が金属網製のものにあっては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。

27 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 器具栓については、技術的内容の欄の 21(3) に定める基準に適合すること。
- (2) 点火装置については、技術的内容の欄の 5 に定める基準に適合すること。
- (3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の 21(4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の 12(1) に定める基準に適合すること。
- (4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の 21(1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 30 パスカルを加えた値以下であること。
- (5) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の 21(4) に定める基準に適合すること。
- (6) ガスの取入口については、技術的内容の欄の 19(3) に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	

	<table border="1"> <tr> <td>温度を感じて作動するもの</td><td>3 0 , 0 0 0</td></tr> <tr> <td>一定時間の経過により作動するもの</td><td>2 , 0 0 0</td></tr> </table>	温度を感じて作動するもの	3 0 , 0 0 0	一定時間の経過により作動するもの	2 , 0 0 0	
温度を感じて作動するもの	3 0 , 0 0 0					
一定時間の経過により作動するもの	2 , 0 0 0					
	<table border="1"> <tr> <td>ガスの取入口 (技術的内容の欄の 1 8 の図 1 及び図 2 の形状のものに限る。)</td><td>6 , 0 0 0</td></tr> </table>	ガスの取入口 (技術的内容の欄の 1 8 の図 1 及び図 2 の形状のものに限る。)	6 , 0 0 0			
ガスの取入口 (技術的内容の欄の 1 8 の図 1 及び図 2 の形状のものに限る。)	6 , 0 0 0					
2 8	通常の使用状態において 1 5 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。					
( 1 )	ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の 2 1 に定める基準に適合すること。					
( 2 )	熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。					
( 3 )	逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の 1 6 に定める基準に適合すること。					
2 9	輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の 2 1 に定める基準に適合すること。					
3 0	機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量 (単位 キロワット) 、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ (省令別表第 3 の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号) 、定格電圧及び定格消費電力 (交流電源を使用するものに限る。) 、定格周波数 (電動機又は変圧器を有するものに限る。) 、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。					
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	<p>1 ガスの取入口からバーナーまでのガスの通る部分 (ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。) 、フイン及び空気調節器は、温度 5 0 0 度において溶融しないこと。</p> <p>2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は</p>					

、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。

4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を 10 回繰り返し、8 回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が 5 度から 35 度の間であって、給湯ができるものにあっては、給水圧力が 0.1 メガパスカルの状態をいう。以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

6 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50 メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。

(3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。

7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2) 1 点に着火した後 2 秒以内にすべての炎口に着火すること。

- 8 立ち消え安全装置を有すること。
- 9 立ち消え安全装置は、正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。
- 10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。
- 11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。
- (3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。
- 12 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。
- 13 自然排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 次の表の表示ガス消費量（技術的内容の欄の29の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において同じ。）の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。

表示ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)
-----------------------	-----------------------

10 以下	75
11 以下	80
13 以下	90
16 以下	100
19 以下	110
30 以下	120
42 以下	140

(2) 逆風止めを有すること。

(3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。

(4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ 通常の使用状態において、排気部に風速 2.5 メートル毎秒及び 5 メートル毎秒の上昇風及び下降風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから 1 分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。また、当該装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

13 の 2 自然排気式のものにあっては、不完全燃焼を防止する機能であって（1）に掲げる機能（以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、（2）に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによって汚染されたとき、自室の雰囲気空气中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路

を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

1 4 強制排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、排気部の出口に 80 パスカルの圧力がかかったとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 排気部の出口に 80 パスカルを超える圧力がかかったとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあっては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから 1 分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ 排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあっては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ハ イ及びロに掲げる装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

1 4 の 2 強制排気式のものにあっては、不完全燃焼を防止する機能であって次の（1）及び（2）に掲げる機能（以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、（3）に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによって汚染されたとき、自室の雰囲気空气中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 他室が機器の排ガスによって汚染されたとき、他室の雰囲気空气中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前に

バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

1 5 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換器への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

1 6 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20

つまみ類	
金属の部分	2 5
その他の部分	3 5
手の触れるおそれのある部分（つまみ類 及び排ガス排出部を除く。）の表面	1 0 5
機器の上面（据置型のものにあっては、 下面）、背面及び側面に面した木壁の表 面	6 5

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 6 機能部品の耐熱試験の1 ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の1 9 (4) (器具栓にあっては、技術的内容の欄の1 9 (3) ) に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 6 機能部品の耐熱試験の2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 6 機能部品の耐熱試

験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

17 給湯できるもの（先止め式のものに限る。）にあっては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあっては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

18 ガスの取入口は、日本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

19 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入口から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあっては、ガスの取入口から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあっては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口（給水自動ガス弁を有するものにあっては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有する

ものにあっては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分)にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を開じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を開じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

20 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。

21 ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。

22 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

22の2 電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

23 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

24 空だきした場合にメインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であって、次に掲げる条件に適合するものを有すること。

(1) 空だきした場合に確実に作動し、熱感知によりガスの通路を閉ざす構造のものにあっては、感熱部が冷却したとき、ガスの通路が自動的に開かないこと。

(2) 装置が正常に機能しなかったとき、メインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 容易に改造できない構造であること。

25 給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこ

と。

(2) 出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(3) 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の19(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術的内容の欄の19(4)に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の19(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の11(1)に定める基準に適合すること。

(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の19(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の19(4)に定める基準に適合すること。

(7) 遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。

(8) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の13の2(1)に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、14の2(1)及び(2)に定める基準に適合すること。

装置	回数	
	給湯のできる もの	給湯のできな いもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置  温度を感知して作動するもの  一定時間の経過により作動す るもの	6,000  2,000	6,000  2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用 いて機械的に操作するものに限 る。）	6,000	6,000
自然排気式不完全燃焼防止機能 に係る装置  強制排気式不完全燃焼防止機能 に係る装置	1,000	1,000

27 通常の使用状態において4時間以上（給湯のできるものの給湯

	<p>に係る部分にあっては、15時間以上) 断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の19に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の15に定める基準に適合すること。</p> <p>28 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の19に定める基準に適合すること。</p> <p>29 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p>
ガスふろバーナー	<p>1 ガスの取入口からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。</p> <p>2 ガスの通る部分及び空気調節器は、日本工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項の技術的内容の欄の3から12まで、15、18、19、22、24、27及び28の基準に適合すること。（4、5、7、10、11、15、24及び27にあっては、使用すべきふろがまの型式（技術的内容の欄の8の</p>

規定により表示された使用すべきふろがまの型式をいう。以下ガスふろバーナーの項において同じ。) のふろがま (以下ガスふろバーナーの項において「該当するふろがま」という。) に固定した場合とする。)

4 該当するふろがまに固定し通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分 (つまみ類を除く。) の表面	105

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項の技術的内容の欄の16(2)イ、ロ又はハに定める条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

5 ふろがまに取り付けられたとき、位置が変化しない構造であること。

6 パイロットバーナーを有するものにあっては、パイロットバーナ

一の位置が変化しない構造であること。

7 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項の技術的内容の欄の 26 (1)、(2) 及び (4) から (7) までに定める条件に適合すること。

装置	回数
器具栓	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置 温度を感じて作動するもの	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用い機械的に操作するものに限る。）	6,000

8 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、使用すべきふろがまの型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は

	<p>名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p>
開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器	<p>1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フイン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。</p> <p>2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</p> <p>3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。</p> <p>4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。</p> <p>5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であって、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下、開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。</p> <p>6 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>（1）通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。</p> <p>（2）放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との</p>

間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。

(3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。

7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。

8 立ち消え安全装置を有すること。

9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。

(2) 密閉燃焼式のものうち強制給排気式のものにあっては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

12 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に

再び自動的に点火すること。

1 2 の 2 暖房機能を有するものは、密閉燃焼式又は屋外式であること。

1 3 開放燃焼式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 技術的内容の欄の 3 3 の規定により表示されたガス消費量（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において「表示ガス消費量」という。）が 1 2 キロワット以下であること。

(2) 不完全燃焼を防止する機能であって、次のイ及びロに掲げる機能（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、ハからホまでに掲げる条件に適合すること。

イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、排ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下同じ。）が 0. 0 3 パーセント以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 排ガス通路が閉塞して排ガス中の一酸化炭素濃度が 0. 0 3 パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから 3 0 秒以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

ニ 装置が作動したことを知らせる機能を有すること。

ホ 連続して 3 回を上限として装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の操作により再び点火する状態にならないこと。

1 4 密閉燃焼式のものの給排気部は、気密性を有すること。

1 5 密閉燃焼式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあつ

ては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 散水中、バーナーが消火しないこと。
- (2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、散水終了後、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。
- (3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

16 密閉燃焼式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	開放燃焼式のものにあっては、0.03パーセント以下であること。 その他のものにあっては、0.14パーセント以下であるこ

と。

18 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあっては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 納排気筒トップに風速1.5メートル毎秒以下(チャンバー用のものにあっては、風速1.0メートル毎秒以下)の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 納排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

19 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のものにあっては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20 屋外式のものにあっては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速1.5メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

21 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35

手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65
密閉燃焼式のものの壁貫通部の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の24(4)（器具栓にあっては、技術的内容の欄の24(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧

力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

2.2 次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあっては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

2.3 ガスの取入口は、日本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

2.4 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入口から給水自動ガス弁の出口までの部分にあっては、4.2キロパスカルの圧力において、弁の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

- 25 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。
- 26 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。
- 26の2 開放燃焼式のものであって電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。
- 27 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。
- 28 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。
- 29 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。
- 30 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 器具栓については、技術的内容の欄の24(3)に定める基準に適合すること。
  - (2) 点火装置については、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。
  - (3) 給水自動ガス弁については、技術的内容の欄の24(4)に定める基準に適合すること。
  - (4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の24(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の11(1)に定める基準に適合すること。
  - (5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の24(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。
  - (6) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の13(2)イ及びロに定める基準に適合すること。

装置	回数	
	元止め式のもの	先止め式のもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
不完全燃焼防止機能に係る 装置	1,000	1,000

3.1 通常の使用状態において15時間以上断続的（暖房機能を有するものの当該機能に係る部分にあっては、8時間以上連続）に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の2.4に定める基準に適合すること。
- (2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。
- (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術的内容の欄の1.7に定める基準に適合すること。

3.2 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の2.4に定める基準に適合すること。

3.3 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあっては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の

	<p>別、屋外式のものにあっては屋外式である旨、ガス消費量（単位キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p> <p>3.4 開放燃焼式のものにあっては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。</p>
開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガスの取入口からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入口が技術的内容の欄の23の図1又は図2の形状のもののガスの取入口については、温度350度において溶融しないこと。</li> <li>2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分及び給排気部は、日本工業規格S2092(2010)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</li> <li>3 ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあっては、衝撃に耐えること。</li> <li>4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。</li> <li>5 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ連続</li> </ol>

- して点火しないことがあること。
- 6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間の状態をいう。以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 7 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
- (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。
- (3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- (2) 1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。
- 9 立ち消え安全装置を有すること。
- 10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- 11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。
- (2) 強制給排気式のものにあっては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

1 2 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に

再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作した時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

1 3 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

1 4 開放燃焼式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 技術的内容の欄の35の規定により表示されたガス消費量（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブの項において「表示ガス消費量」という。）が7キロワット以下であること。

(2) 不完全燃焼を防止する機能であって、次のイ及びロに掲げる機能（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブの項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、ハ及びニに掲げる条件に適合すること。

イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ メーンバーナーの一次空気吸引口が閉塞して燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから90秒以内にバーナーへのガスの

通路を自動的に閉ざすこと。

ハ 装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

ニ 強制対流型のものにあっては装置が作動したことを知らせる機能を有すること。

1 5 密閉燃焼式のものの給排気部は気密性を有すること。

1 6 密閉燃焼式のもののうち外壁用のもの及び屋外用のものにあっては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、散水終了後、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

1 7 密閉燃焼式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

1 8 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。

	すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
	燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	開放燃焼式のものにあっては、0.03パーセント以下であること。 その他のものにあっては、0.14パーセント以下であること。

(注) 開放燃焼式のものにあっては、ガス量が最小になる状態においても上表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

1 9 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあっては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下(チャンバー用のものにあっては、風速10メートル毎秒以下)の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

2 0 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のものにあっては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

2 1 屋外式のものにあっては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火、炎のあふれがないこと。

2 2 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メインバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあっては、停電の際にお

いても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分(つまみ類 及び排ガス排出部を除く。)の表面	105
ガスの取入口(ねじにより管と接続され るもの)を除く。)の表面	20
機器の下面(つり下げ型のものにあって は、上面)、背面及び側面に面した木壁 の表面	65
壁貫通部の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度。

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 1 ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の 2 6 (4) (器具栓にあっては、技術的内容の欄の 2 6 (3) ) に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の 5 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 6 機能部品の耐熱試験の 3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 3 0 パスカルを加えた値以下であること。

2 3 ガスの取入口がねじにより管と接続されるもの以外のものにあっては、ガスの取入口は、図 1 又は図 2 の形状であること。

図 1 ソケット

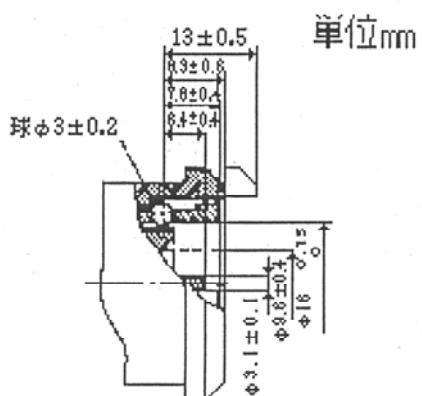
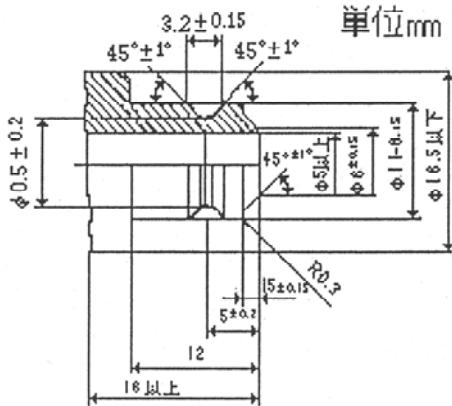


図2 プラグ



24 ガスの取入部が技術的内容の欄の23の図1及び図2の形状のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。

(2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。

(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

25 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあっては、日本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

26 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあっては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を閉じたとき 4.2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 70 ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を閉じたとき、4.2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 550 ミリリットル以下であること。

27 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1 メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

27 の 2 開放燃焼式のものであって電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

28 床上で移動して使用できるものにあっては、いずれの方向に傾けても 20 度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

29 放射方向が変えられるものにあっては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。

30 放射型のものにあっては、放射体に直接手の触れない構造であること。

31 燃焼面が金属網製のものにあっては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。

32 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の 26 (3) に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の 5 に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の 26 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の 12 (1) に定める基準に適合すること。

- (4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の 26 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5 パーセントに 30 パスカルを加えた値以下であること。
- (5) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の 26 (4) に定める基準に適合すること。
- (6) ガスの取入口については、技術的内容の欄の 24 (3) に定める基準に適合すること。
- (7) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術的内容の欄の 14 (2) イ及びロに定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	
温度を感じて作動するもの	30,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000
ガスの取入口（技術的内容の欄 23 の 図 1 及び図 2 の形状のものに限る。）	6,000

	不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000
	<p>3 3 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の 26 に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の 18 に定める基準に適合すること。</p> <p>3 4 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の 26 に定める基準に適合すること。</p> <p>3 5 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあっては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあっては屋外式である旨、ガス消費量（単位キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第 3 の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。</p> <p>3 6 開放燃焼式のものにあっては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の 20 ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。</p>	
密閉燃焼式又は 屋外式のガスバ ーナー付ふろが	1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フイン及び空気調節器は、温度 500 度において溶融しないこと。	

ま

- 2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。
- 4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を 10 回繰り返し、8 回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。
- 5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が 5 度から 35 度の間であって、給湯ができるものにあっては、給水圧力が 0.1 メガパスカルの状態をいう。以下密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがまの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 6 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
  - (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
  - (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50 メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていることとすることができる。
  - (3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。

8 立ち消え安全装置を有すること。

9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。

(2) 密閉燃焼式のもののうち強制給排気式のものにあっては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において再点火しなかったときは、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

12 交流電源を使用するものであって、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

13 密閉燃焼式のものの給排気部は、気密性を有すること。

14 密閉燃焼式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあっては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、散水終了後、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

15 密閉燃焼式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び強制給排気式のものであって排気筒トップのみを既設排気筒に接続するものの給気筒トップ並びに屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

17 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあっては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下(チャンバー用

のものにあっては、風速10メートル毎秒以下)の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒以下の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

18 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のものにあっては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

19 屋外式のものにあっては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速1.5メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分(つまみ類 及び排ガス排出部を除く。)の表面	105
機器の上面(据置型のものにあっては、 下面)、背面及び側面に面した木壁の表	65

面	
密閉燃焼式のものの壁貫通部の表面	6 5

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 6 機能部品の耐熱試験の1 ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の2 3 (4) (器具栓にあっては、技術的内容の欄の2 3 (3) ) に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 6 機能部品の耐熱試験の2 点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の4 に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0 ) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表1 6 機能部品の耐熱試験の3 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

2 1 給湯のできるものにあっては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自

動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあっては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあっては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあっては、ケシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

22 ガスの取入口は、日本工業規格B0203(1999)管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

23 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入口から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあっては、ガスの取入口から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあっては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口（給水自動ガス弁を有するものにあっては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあっては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を開じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を開じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

24 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。

- 25 ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。
- 26 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。
- 27 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。
- 28 空だきした場合にメインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であって、次に掲げる条件に適合するものを有すること。
- (1) 空だきした場合に確実に作動し、熱感知によりガスの通路を閉ざすものにあっては、感熱部が冷却したとき、ガスの通路が自動的に開かないこと。
- (2) 感熱部又は水位検知部が機能しなかったとき、メインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- 29 給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。
- (2) 出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。
- (3) 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。
- 30 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 器具栓については、技術的内容の欄の23(3)に定める基準に適合すること。
- (2) 点火装置については、技術的内容の欄の4に定める基準に適合すること。
- (3) 給水自動ガス弁については、技術的内容の欄の23(4)に定める基準に適合すること。
- (4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置について

は弁が技術的内容の欄の 23(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の 11(1)に定める基準に適合すること。

(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の 23(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5パーセントに 30 パスカルを加えた値以下であること。

(6) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の 23(4)に定める基準に適合すること。

(7) 遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。

装置	回数	
	給湯のできるもの	給湯のできないもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置		
温度を感じて作動するもの	6,000	6,000
一定時間の経過により作動す	2,000	2,000

	もの		
	遠隔操作装置（ワイヤー等を用いて機械的に操作するものに限る。）	6,000	6,000
3 1 通常の使用状態において 4 時間以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあっては、15 時間以上）断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。			
<p>(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の 2 3 に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術的内容の欄の 1 6 に定める基準に適合すること。</p>			
3 2 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の 2 3 に定める基準に適合すること。			
3 3 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあっては外壁用、チャンバー用、共用給排気筒用等の別、屋外式のものにあっては屋外式である旨、ガス消費量（単位キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第 3 の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。			
ガスこんろ	1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材は除く。）、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿及び空気調節器は、温度 500 度にお		

- いて溶融しないこと。ただし、ガスの取入部が技術的内容の欄の 1  
9 の図 1、図 2、図 3 又は図 4 の形状のものについては、温度 350 度において溶融しないこと。
- 2 ガスの通る部分、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿、クッキングテーブルにおける燃焼部のケース、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表 5 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3 ほうろうで耐食表面処理されたメンバーナーにあっては、衝撃に耐えること。
- 4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。
- 5 電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を 10 回繰り返し、9 回以上点火すること。ただし、電池又は交流電源を用いて連続放電点火を行うものにあっては、通常の点火操作を 20 回繰り返し、19 回以上点火すること。
- 6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の温度が 5 度から 35 度の状態をいう。以下ガスこんろの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 7 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
- (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50 メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間隙以上の距離が保持されていれば足りる。

- (3) 電極は、位置及び電極間隙が容易に変化しないように固定されていること。
- 8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- (2) 1点に着火した後、速やかにすべての炎口に着火すること。
- 9 立ち消え安全装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。
- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。
- (2) 不点火を防止する機能を有するもの。
- 10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。
- 11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) パイロットバーナー等に点火しなかった場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。
- (2) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。
- 12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) バーナーが消火した場合には、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に再点火しなかった場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。
- (3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。
- 13 過熱防止装置を有するものにあっては、次に掲げる条件に適合

すること。

- (1) 感熱部が機能しなかった場合には、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであること。
- (2) 容易に改造できない構造であること。
- (3) 異常な温度に達したときに作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻った場合にガスの通路が自動的に開かないこと。
- (4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本工業規格 S 2149 (1993) ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本工業規格 C 9730—1 (2010) 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格 C 9730—2—9 (2010) 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置に定める規格に適合するものであること。

1 4 こんろバーナーは、調理油過熱防止装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。
- (2) 卓上型一口ガスこんろ

1 5 調理油過熱防止装置は、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 調理油の温度が300度に達する前に作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。ただし、調理油過熱防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能（以下ガスこんろの項において「高温モード」という。）を有するバーナーにあっては、高温モード設定時はこの限りでない。
- (2) 感熱部が損傷した場合に調理油が温度300度以上に加熱されない構造であること。
- (3) 容易に改造できない構造であること。
- (4) ガスこんろに通常負荷されることのある荷重を加えたとき、

感熱部に使用上支障のある変化を生じないこと。

(5) 高温モードは、次に掲げる条件に適合すること。

イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設定できないこと。

ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプなどにより明確に分かること。

ハ 高温モードから消火への操作は1操作で実施可能であること。

ニ 高温モードのための設定ボタンやつまみなどその他の設定操作部は、専ら高温モードに使用されること。ただし、設定を解除するための機能を備えるものとの兼用にあっては、この限りではない。

ホ 1回の高温モード使用後、解除されること。

16 交流電源を使用するものであって、かつ、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあっては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

(1) 無風状態

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	ないこと。

燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。
---------------	-------------------

(2) 台所組込型及びキャビネット型のこんろ部にあっては、キャビネット扉開閉時

事項	条件
バーナーの炎の安定性	消火及び逆火のないこと。

1.8 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあっては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分 (つまみ類 及び排ガス排出部を除く。) の表面	105
足の触れるおそれのある部分 (クッキン グテーブルに限る。)	65

ガスの取入部（ねじにより管と接続されるものを除く。）の表面	2 5
機器の上面、下面、背面及び側面に面した木壁の表面	6 5
カウンターの表面（クッキングテーブル及び台所組込型に限る。）	6 5
排気管壁貫通部の表面（台所組込型に限る。）	6 5

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあっては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあっては試験室の温度に35度を加えた温度の温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術的内容の欄の22(4)（器具栓にあっては、技術的内容の欄の22(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試

験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

1.9 ガスの取入口部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあっては、ガスの取入口部は、図1、図2、図3又は図4の形状であること。

図1 ソケット 単位mm

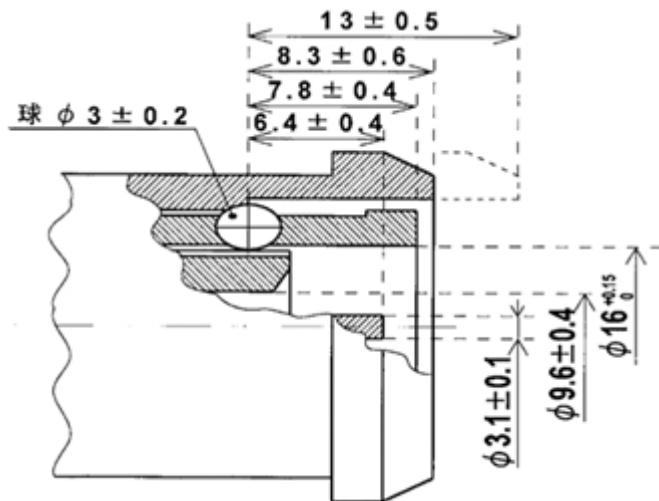


図2 プラグ 単位mm

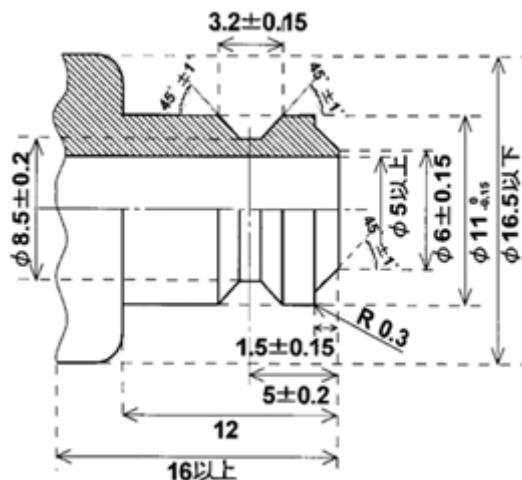
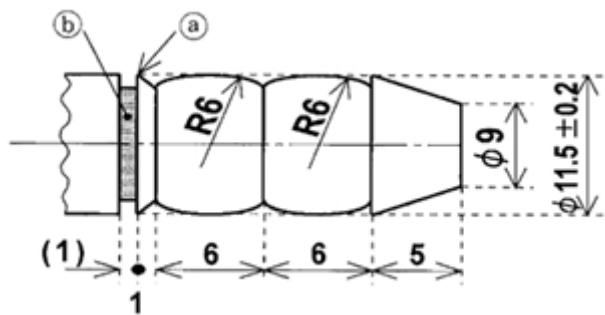


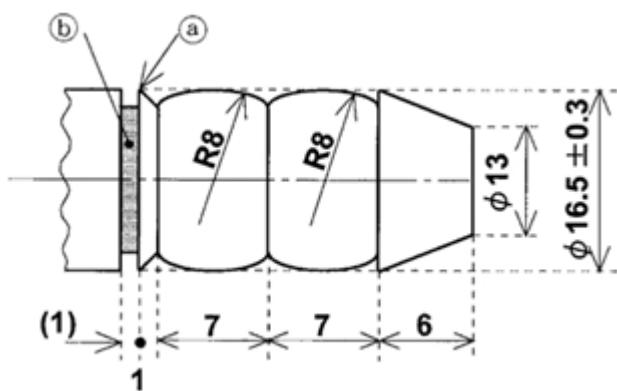
図3 9. 5mmゴム管用 単位mm



(注) 1 ②の部分のかどを取ること。

2 ⑤の部分のみぞを赤く塗ること。

図4 13mmゴム管用 単位mm



(注) 1 ②の部分のかどを取ること。

2 ⑤の部分のみぞを赤く塗ること。

20 ガスの取入口が技術的内容の欄の19の図1及び図2の形状のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。

(2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。

(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に15

0 ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

2.1 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあっては、日本工業規格 B 0 2 0 3 (1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

2.2 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあっては、4.2 キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあっては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあっては、栓を開じたとき 4.2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 70 ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあっては、弁を開じたとき、4.2 キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時 550 ミリリットル以下であること。

2.3 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1 メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

2.4 電装基板を有するものにあっては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

2.5 卓上型、据置型及びキャビネット型のものにあっては、いずれの方向に傾けても 15 度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

2.6 本体に通常負荷されることのある荷重を加えたとき、使用上支障のある変化が生じないこと。

2.7 空気調節器は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) 通常の使用状態において設置位置が変化しないこと。

(2) つまみを動かして空気を調節するものにあっては、つまみの操作が円滑、確実であり、かつ、開閉のための操作の方向が明示してあること。

2.8 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術的内容の欄の2.2(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術的内容の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術的内容の欄の2.2(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術的内容の欄の1.2(1)に定める基準に適合すること。

(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術的内容の欄の2.2(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(5) 自動消火装置については、弁が技術的内容の欄の2.2(4)に定める基準に適合すること。

(6) ガスの取入口（技術的内容の欄の1.9の図1及び図2の形状のもの）については、技術的内容の欄の2.0(3)に定める基準に適合すること。

(7) 自在ゴム管口については、技術的内容の欄の2.2(1)に定める基準に適合すること。

(8) 調理油過熱防止装置については、弁が技術的内容の欄の2.2(1)、(2)及び(4)に定める基準に適合すること及び技術的内容の欄の1.5(1)に定める基準に適合すること。

装置	回数

器具栓	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置 温度を感知して作動するもの	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000
ガスの取入口 (技術的内容の欄の 19 の図 1 及び図 2 の形状のものに限る。 )	6,000
自在ゴム管口	1,000
調理油過熱防止装置	1,000

29 通常の使用状態において 8 時間以上連続して燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。ただし、8 時間以上燃焼が継続しないものにあっては、継続する最大の時間とする。

(1) ガスの通る部分にあっては、技術的内容の欄の 22 に定める基準に適合すること。

(2) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術的内容の欄の 17 に定める基準に適合すること。

30 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術的内容の欄の 22 に定める基準に適合すること。

31 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消

費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（省令別表第3の備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。

3 2 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。

- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務の用に供するものにあっては、業務用である旨
- (2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろにあっては、揚げ物調理に使用してはいけない旨
- (3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあっては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

#### (備考)

省令（別表第3）に係る適合性の確認に際して使用する試験ガスについては、この運用に特段の定めをしているものを除き、原則として、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の5試験ガスに定める規格に適合するガスによることとする。

#### [半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器]

##### 2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

##### 3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格S 2 0 9 2（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の5.2材料一般b）に適合していることをいう。

#### 4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表13電気点火性能試験中3試験方法c)の操作をいう。

#### 5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 6について

「電極部に當時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S 2 0 9 3（2 0 1 0）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

#### 7について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 9について

「正常に機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

#### 1 1について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 1 2について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

#### 1 3について

- (1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術的

内容の欄に掲げる表示ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

#### 1 4について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

#### 1 6について

(1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換器への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換器に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換器にすすが付着しないことをいう。

#### 1 7について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

#### 1 8について

「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

#### 2 2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

#### 2 2の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格 S 2109 (2011) 家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

#### 2 3について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格 S 2109 (2011) 家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

#### 2 4について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

#### 2 5について

「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

#### 2 7について

「15時間以上断続的」に燃焼とは、例えば、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

#### 2 8について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

#### 2 9について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項

ニ 点検、掃除に関する事項

#### [半密閉燃焼式ガスストーブ]

##### 2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓及び給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

##### 3について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

##### 4について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b ) に適合していることをいう。

##### 5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c ) の操作をいう。

##### 6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

##### 7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

##### 8について

(1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。

(2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 1.0について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

#### 1.2について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 1.3について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

#### 1.4について

(1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術的内容の欄に掲げる表示ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

#### 1.5について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

#### 1.6について

(1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼

している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすすが付着しないことをいう。

#### 1.7について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

#### 1.8について

図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。

#### 2.2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

#### 2.5について

「放射体に直接手の触れない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径70ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

#### 2.8について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

#### 2.9について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

#### 3.0について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。

ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 換気に関する事項

ニ 点検、掃除に関する事項

[半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具栓にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 13 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 85 デシベルを超えないことをいう。

6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 10 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 30 秒以上連続して触れていないことをいう。

7について

(1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。

(2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないと及び着火時に発する騒音が 85 デシベルを超えないことをいう。

## 9について

「正常に機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

### 1 1について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

### 1 2について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

### 1 3について

(1) 「取り付けることができる構造」とは、排気筒を取り付ける部分の外径が技術的内容の欄に掲げる表示ガス消費量に応じた排気筒の内径を超えるものであり、当該内径寸法以下の排気筒が取り付けられないことをいう。

なお、排気筒を取り付ける部分の外径寸法のマイナス許容差は、3ミリメートルとする。

(2) 「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

### 1 4について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

### 1 5について

(1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。

(2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。

(3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換器への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎

が熱交換器に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換器にすすが付着しないことをいう。

#### 1.6について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

#### 1.7について

「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

#### 2.1について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の7.1.7水通路の耐圧試験7.1.7.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

#### 2.2について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

#### 2.2の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

#### 2.3について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

#### 2.5について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他

に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から 200 ミリメートル下に置いた直径 300 ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。

なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

- (3) 「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

#### 27について

「4 時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2 分間燃焼し 2 分間休止する操作を 1 回として、これを 60 回以上繰り返すことなどをいい、また、「15 時間以上」断続的に燃焼とは、1 分間燃焼し 1 分間休止する操作を 1 回として、これを 450 回以上繰り返すことなどをいう。

#### 28について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 18 構造試験中 1 振動試験により行うこととする。

#### 29について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下 2 衢でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
- イ 使用すべきガスに関する事項
- ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
- ハ 換気に関する事項
- ニ 点検、掃除に関する事項

#### [ガスふろバーナー]

#### 2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）及び器具

栓にあっては外面を、バーナー、ノズル及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

#### 4について

「各部の温度」の測定は、日本工業規格 S 2 1 0 9 (2 0 1 1) 家庭用ガス温水機器の表 9 一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

#### 8について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「使用すべきふろがまの型式」の表示には、使用すべきふろがまに表示されているふろがまの届出事業者の氏名又は名称（経済産業大臣の承認を受けた略称でもよい。）も表示することとする。
- (3) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下 2 衢でもよい。
- (4) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (5) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
  - イ 使用すべきガスに関する事項
  - ロ ふろバーナーに表示してあるふろがまの型式以外の型式のふろがまに使用しない旨

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器]

#### 2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

#### 3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b ) に適合していることをいう。

#### 4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c ) の操作をいう。

## 5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

## 6について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、15分間燃焼したとき、電極部に黄炎が1分間に30秒以上連続して触れていないことをいう。

## 7について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

## 9について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

## 10について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

## 11について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

## 12について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

## 14について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器

の表9一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密（密閉式に適用）の性能を満たすことをいう。

#### 1.7について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅するがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。
- (5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすすが付着しないことをいう。

#### 1.9について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

#### 2.0について

「炎のあふれがない」とは、ケーシング外に炎があふれないことをいう。

#### 2.1について

- (1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

#### 2.2について

「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

#### 2.6について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

#### 2.6の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭

用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

#### 2.7について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

#### 2.8について

- (1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。
- (2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

#### 2.9について

「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

#### 3.1について

「15時間以上断続的」に燃焼とは、例えば1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

#### 3.2について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

#### 3.3について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示す

るものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

- イ 使用すべきガスに関する事項
  - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
  - ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）
- ニ 点検、掃除に関する事項

[開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ]

2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

3について

「衝撃に耐える」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

4について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b ) に適合していることをいう。

5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c ) の操作をいう。

6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

7について

「電極部に當時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連續して触れていないことをいう。

8について

( 1 ) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。

(2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 1.0について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

#### 1.1について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火したときに発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 1.2について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 1.3について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

#### 1.5について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

#### 1.8について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎

が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすすが付着しないことをいう。

## 2.2について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

## 2.3について

図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。

## 2.7について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

## 2.7の2について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、日本工業規格S2122(2010)家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

## 3.0について

「放射体に直接手の触れない構造」とは、放射体の前面の投影部分に直径70ミリメートルの球が入らないようにガード等が設けられていることをいう。

## 3.3について

「15時間以上断続的に燃焼」とは、例えば、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返すことなどをいう。

## 3.4について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

## 3.5について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略称で表示してもよい。

- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。  
ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には  
、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
- イ 使用すべきガスに関する事項
  - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
  - ハ 換気に関する事項（開放式に限る。）
- ニ 点検、掃除に関する事項

[密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま]

#### 2について

「表面」とは、ガスの通る部分（バーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、屋外式のもの及び密閉式のもののケーシング並びに密閉式のものの給排気部にあっては外面を、排ガスの通る部分にあっては内面を、バーナー、ノズル、熱交換部及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

#### 3について

「ガスに侵されない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

#### 4について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

#### 5について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないこと及び点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

#### 6について

「電極部に當時黄炎が触れない」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連續して触れていないことをいう。

#### 7について

- (1) 「確実に着火」とは、5回行って5回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したとき炎がケーシング外にあふれ出ないと及び着火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 9について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態をいう。

#### 10について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときの炎がケーシング外にあふれ出ないと及び点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 11について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、ケーシング外に炎があふれないこと及び再点火時に発する騒音が85デシベルを超えないことをいう。

#### 12について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を開じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

#### 13について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の気密構成部の気密(密閉式に適用)の性能を満たすことをいう。

#### 16について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。

(4) 黄炎の熱交換部への接触がないこととは、点火して30分経過するまでの間黄炎が熱交換部に接触する状態が任意の1分間のうち30秒以下であることをいう。

(5) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）熱交換部にすすが付着しないことをいう。

#### 2.0について

(1) 「各部の温度」の測定は、日本工業規格S 2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法により行うこととする。

(2) 「木壁」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

#### 2.1について

「木壁」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

#### 2.5について

「気密性を有する」とは、日本工業規格S 2109(2011)家庭用ガス温水機器の7.1.7水通路の耐圧試験7.1.7.3ふろがまa)かま本体により確認することとする。

#### 2.6について

「有効な耐電圧性を有する」とは、日本工業規格S 2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表20電気関係試験中2耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

#### 2.7について

「バーナーを消火させる水滴が落ちない」とは、日本工業規格S 2109(2011)家庭用ガス温水機器の表9一般性能及び試験方法中の水滴落下の有無の性能を満たすことをいう。

#### 2.9について

(1) 「空だき」による危険を生じないとは、通水されない状態でメインバーナーにより熱交換器が1分間以上加熱されない構造をいう。

(2) 「蒸気の噴出による危険を生じない」とは、蒸気及び沸騰時の水管内の圧力が他に影響を及ぼさない構造であり、かつ、出湯した場合に出湯口から200ミリメートル下に置いた直径300ミリメートルの容器の外に熱湯が滴下しないものをいう。なお、温度調節つまみに沸騰又はこれに類する表示があるものについては、その

位置で使用したときに蒸気の飛散等による危険を生じない構造でなければならない。

(3) 「凍結防止の措置が講じられている」とは、凍結による器体の破損防止に有効な水抜きができること又は通水や保温等によりこれと同等以上に有効な凍結防止装置を有していることをいう。

### 3.1について

「4時間以上」断続的に燃焼とは、例えば、2分間燃焼し2分間休止する操作を1回として、これを60回以上繰り返すことなどをいい、また、「15時間以上」断続的に燃焼とは、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返すことなどをいう。

### 3.2について

「輸送中に加えられ得る振動」については、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18構造試験中1振動試験により行うこととする。

### 3.3について

(1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。

(2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下2桁でもよい。

(3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。

(4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。

イ 使用すべきガスに関する事項

ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項

ハ 点検、掃除に関する事項

## [ガスこんろ]

### 2について

「表面」とは、ガスの通る部分（パイロットバーナー、メインバーナー及びノズル以外の部分に限る。）、器具栓、バーナー受け及び汁受けにあっては外面を、パイロットバーナー、メインバーナー、ノズル及び空気調節器にあっては内面及び外面をいう。

### 3について

「衝撃に耐える」とは、例えば、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃

焼機器の試験方法の表 1 9 材料試験中 4 鋼球衝撃試験を行ったとき、ほうろうの剥離が生じないことをいう。

#### 4について

「ガスに侵されない」とは、例えば、日本工業規格 S 2 0 9 2 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則 5. 2 材料一般 b) に適合していることをいう。

#### 5について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 3 電気点火性能試験中 3 試験方法 c) の操作をいう。

#### 6について

「爆発的に点火しない」とは、点火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

#### 7について

「電極部に常時黄炎が触れない」とは、例えば、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 0 燃焼状態試験の機器の状態及び試験の条件に定める試験条件とし、1 5 分間燃焼したとき、電極部に黄炎が 1 分間に 3 0 秒以上連続して触れていないことをいう。

#### 8について

- (1) 「確実に着火」とは、5 回行って 5 回とも着火することとする。
- (2) 「爆発的に着火しない」とは、着火したときに発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

#### 1 0について

「炎検出部が機能しなかったとき」とは、例えば、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、フレームロッド式のものにあっては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態、光電式のものにあっては電流が流れない状態などをいう。

#### 1 2について

「爆発的に再点火しない」とは、バーナーを消火したときに再びパイロットバーナー等に点火し、かつ、再点火時に発する騒音が 8 5 デシベルを超えないことをいう。

#### 1 3について

「感熱部が機能しなかった場合」とは、例えば、温度ヒューズ式のものにあっては電流が流れない状態、バイメタル式のものにあってはバイメタルが破損した状態などをいう。

## 1 5について

「感熱部が損傷した場合」とは、例えば、サーミスタ式のものにあっては電流が流れない状態及び素子が短絡した状態、熱電対式のものにあっては起電力が起きない状態、膨張式のものにあってはその膨張機構が弁を操作しない状態、バイメタル式のものにあってはバイメタルが破損した状態などをいう。

## 1 6について

「再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火する」とは、バーナーに点火した後に電源回路を開いたときバーナーへのガスの通路が閉じ、1.5分以内に再び電源回路を閉じたときバーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火することをいう。

## 1 7について

- (1) リフティングがないこととは、点火15秒後において、炎口から離れる炎がノズルに対応したバーナーごとに1/3を超えないことをいう。
- (2) 消火がないこととは、点火15秒後において、ノズルに対応したバーナーごとに炎が消滅することがないことをいう。
- (3) 逆火がないこととは、点火して30分経過するまでの間炎がバーナー内部で燃焼している状態にならないこと及び逆火による消火がないことをいう。
- (4) すすの発生がないこととは、点火して30分経過するまでの間（ただし点火時を除く。）こんににのせてある鍋の底部にすすが付着しないことをいう。

## 1 8について

- (1) 「各部の温度」の測定は、例えば、日本工業規格S2103(2010)家庭用ガス調理機器の表4性能及び試験方法中の平常時温度上昇に定める方法がある。
- (2) 「木壁」とは、日本工業規格S2093(2010)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3木台及び木壁表面温度測定装置における木壁をいう。

## 1 9について

- (1) 図1における「 $\phi 3.1 \pm 0.1$ 」は、プラグの弁を押すための棒の最大外接円の径を示し、当該棒がプラグの弁に接触する面から1ミリメートル以内の部分とする。
- (2) 図3及び図4における許容差の指定のない寸法の許容差は、日本工業規格B0405(1991)普通公差—第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差による。

## 2 3について

「有効な耐電圧性を有する」とは、例えば、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 2 0 電気関係試験中 2 耐電圧試験に定める方法により試験を行ったとき、電気回路に異常のないことが確認できることをいう。

## 2 4について

「通常使用時の温度変化に耐える」とは、例えば、日本工業規格 S 2 1 0 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス調理機器の表 4 性能及び試験方法中の電気部（電子制御装置をもつものに適用）のはんだの耐久性の性能を満たすことをいう。

## 2 6について

荷重試験については、例えば、日本工業規格 S 2 1 0 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス調理機器の 7. 4. 2 機種別試験により行う方法がある。

## 2 8について

「反復使用」については、例えば、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 5 反復使用試験（自動消火装置及び調理油過熱防止装置については、日本工業規格 S 2 1 0 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス調理機器の表 4 性能及び試験方法中の反復使用）により行う方法がある。

## 3 0について

「輸送中に加えられ得る振動」については、例えば、日本工業規格 S 2 0 9 3 (2 0 1 0) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表 1 8 構造試験中 1 振動試験により行う方法がある。

## 3 1について

- (1) 「型式」は、届出事業者が自社の製品の型式の区分を明確にするために定める略号で表示してもよい。
- (2) 「製造年月」は、西暦によるものとし、製造年は下 2 枠でもよい。
- (3) 「製造番号」は、個々の製品を区別するための一連番号であることを原則とする。ただし、各製品の製造状況等を明らかにできるような管理がなされている場合には、ロット番号としてもよい。
- (4) 「使用上の注意に関する事項」については、少なくとも次に掲げる事項を表示するものとし、説明内容は平易であって、かつ、できるだけ簡潔なものとすること。
  - イ 使用すべきガスに関する事項
  - ロ 点火、消火等器具の操作に関する事項
  - ハ 換気に関する事項

## 二 点検、掃除に関する事項